

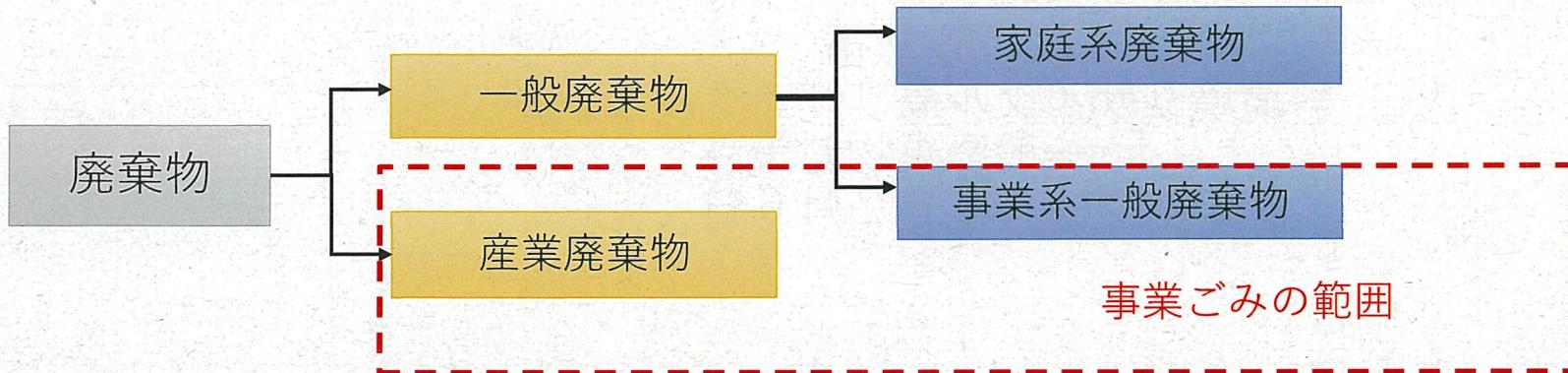
事業ごみ（事業系一般廃棄物）の 現状と削減への取り組み (ダイジェスト版)

倉敷市
環境リサイクル局リサイクル推進部
一般廃棄物対策課
令和2年2月6日

1 事業ごみ（事業系一般廃棄物）の現状

（1）事業ごみとは

- ・事業活動に伴って生じたごみは「事業ごみ」と呼ばれ、一般家庭から排出されるごみとは排出の方法が異なっています。
- ・事業活動とは、店舗、会社、工場、事務所などの営利を目的とする活動だけでなく、病院、学校、社会福祉施設、官公署等が行う公共サービス等の活動も含まれます。
- ・事業ごみは大きく分けて「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」とに区分され、それぞれ適正な処理方法が定められています。事業ごみのなかには、分別することで「資源化物（資源物）」となるものも含まれています。

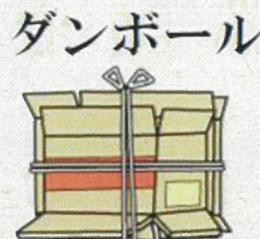


事業系一般廃棄物とは

- 事業活動に伴って生じたごみのうち、産業廃棄物に該当しないごみを事業系一般廃棄物といいます。

資源化物（資源物）とは

- 事業系一般廃棄物の中には、古紙類、厨芥類（生ごみ）、剪定枝、布類などの資源化できるものが含まれています。分別することでごみの減量化が図れます。



事業系一般廃棄物の例



紙コップ、
ペーパータオルなど



臭いや汚れのついた紙



木くず類(注1)



汚れた布類
(天然繊維に限る)

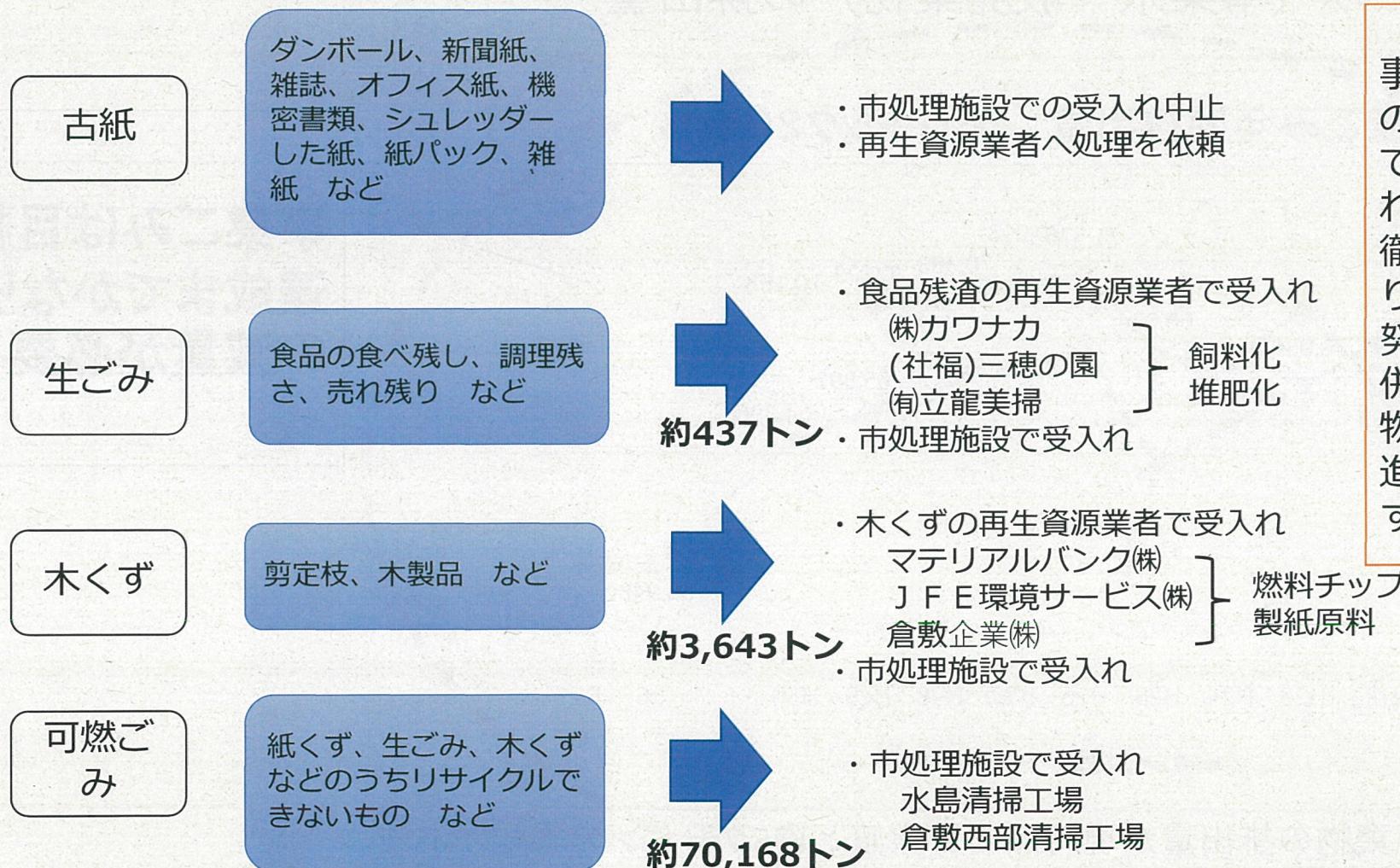


ちゅうかいるい
厨芥類(生ごみ)(注2)



事務所などから出る
茶がら、コーヒーかす

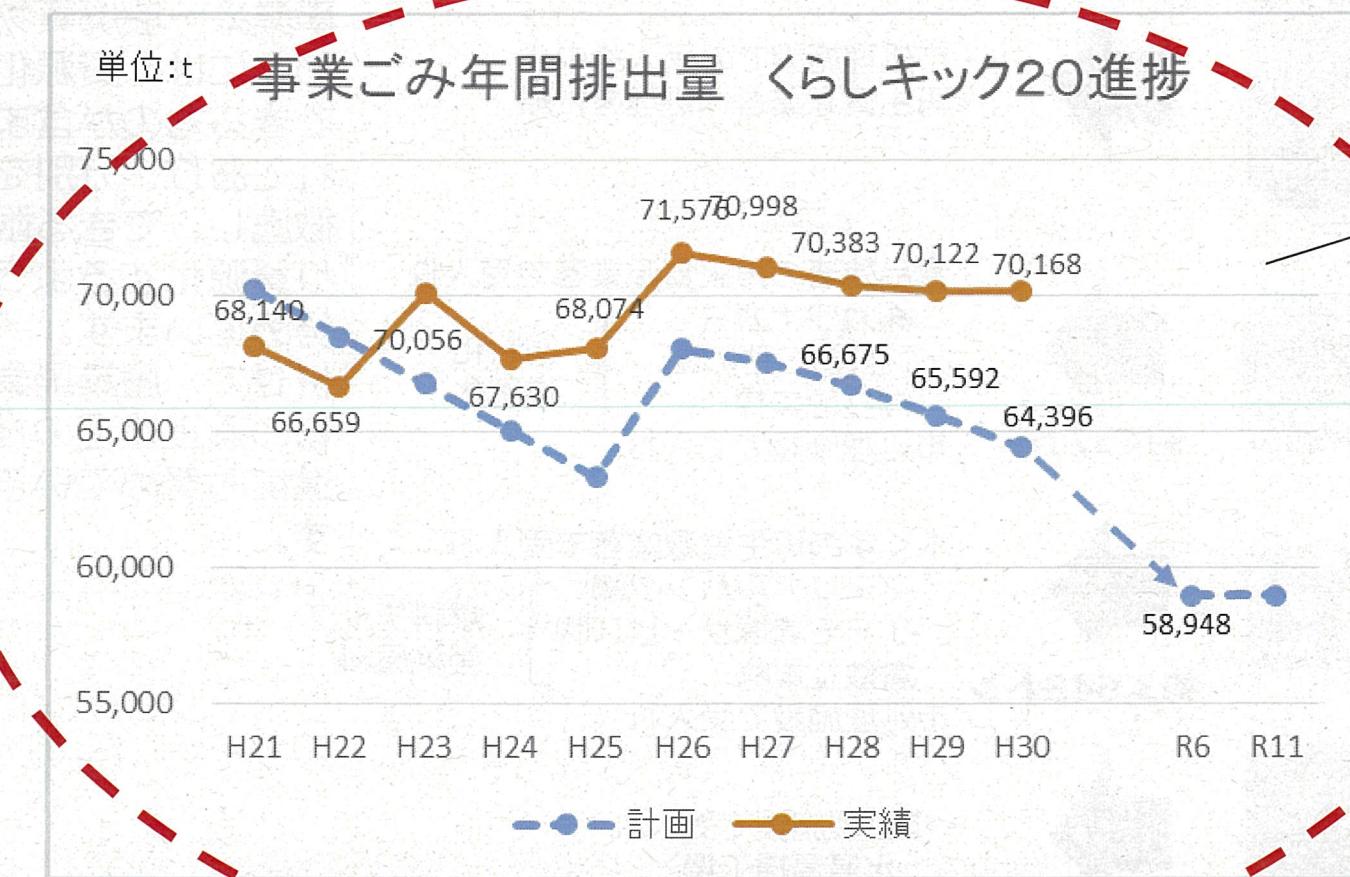
倉敷市での事業系一般廃棄物と資源化物の処理について



事業系一般廃棄物の中には、資源化できるものが含まれており、分別を徹底し、できる限り資源化するよう努めています。併せて、産業廃棄物の適正処理の推進にも努めています。

1 事業ごみ（事業系一般廃棄物）の現状

（4）事業ごみ（事業系一般廃棄物）の排出量



事業ごみは目標
達成までかなり
の減量が必要

- 事業系一般廃棄物の排出量が現時点で目標値と約5.7チトンの乖離がある。

2 事業ごみ（事業系一般廃棄物）削減への主な取り組み

(1) 排出抑制対策

ア 事業系一般廃棄物の搬入物検査

- ▶ 事業ごみの受け入れ時に資源化物や不適正廃棄物の混入を確認する搬入物検査の回数を平成28年度から月5回（年間60回）に増やし、不適正な排出業者に対して指導を強化しています。
- ▶ また、高感度カメラを使い、ダンボール等の資源化物やプラスチック類等の産業廃棄物の不適正処理などの検査を強化しています。

<検査車両> 平成28年度 963台
平成29年度 1,046台
平成30年度 221台
（7月豪雨災害以降中止）
令和1年度 470台
（10月までの実績）



イ 資源化物（ダンボール専用）の仮置場の設置

- 各清掃工場で実施している搬入物検査において、再生利用可能なダンボール等が燃やせるごみに混入している状況が散見され、運転者等に口頭指導していますが、一部の事業者ではごみの分別の改善が見受けられていません。
- このため、ダンボール等の混入を防ぐため、搬入物検査での指導を強化するとともに、許可業者が資源回収ルートの見直しを行う当面の間、各清掃工場に資源化物（ダンボール専用）回収ボックスを設置することとしました。



水島清掃工場及び西部清掃工場に設置

ウ 排出事業者への訪問指導（大規模店舗など）

平成5年度から、毎年、多量の一般廃棄物を排出する事業所に対して一般廃棄物減量資源化計画書の提出を求め、事業所訪問を行い、事業の種類・形態等に合わせて、効率的な分別方法の提案や啓発資料（レツツスリム等）により適正処理の指導を行っています。



▶ 職員による分別指導



▶ 分別を細分化



▶ 適正分別された例

2 事業ごみ（事業系一般廃棄物）削減への取り組み

(2) 再資源化対策

ア 市ごみ焼却処理施設での紙類原則焼却中止

平成10年4月1日から、事業ごみの減量とリサイクルの徹底を目的に、事業ごみのうち、リサイクル可能な紙類については、市ごみ焼却処理施設での受け入れを中止しました。

イ 東部埋立事業所への事業系びん・缶の搬入停止

平成28年度から、ごみの再資源化の推進、埋立処分経費の削減、東部埋立事業所の長寿命化を目的に、東部埋立事業所へ搬入されている事業所等から排出される「びん・缶」の搬入停止を推進し、平成30年5月にすべての許可業者について適正な処理ルートへ誘導することができました。



(3) 環境教育

ア 事業者への出前講座

イ 事業者との意見交換会 (ごみトーク)



←事業系一般廃棄物減量化を目的に、事業所へ出向き、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の違いや事業系一般廃棄物への産業廃棄物の混入防止等を重点的に説明しています。